

6. (Gno.11) ドイツ刑事判例研究 (ドイツ刑法研究会)

代表：曲田 統

1986/10/24 (承認) 1987年度 (開始)

【研究の目的】

日本の刑法学の発展に寄与するためには、ドイツ刑法学の理論面のみならず、判例実務の動向をも的確に押さえることが必要である。本研究会は、このうち特に後者を重視し、ドイツの刑事判例の中から、特に日本刑法学に対して示唆的な諸判例を選び、各判例の事実および理由を正確に訳出し、判例・学説上の意義を明らかにすることを目的とする。

【研究活動及び成果】

総括

新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いてきたことから対面での研究会の実施に戻すことを考え、その実施を計画したものの、報告者の都合が折り合わなくなるとともにスケジュールの再設定に困難が生じたことから、研究会の実施が叶わなかった。次年度は、オンライン開催も念頭に、研究会の実施の仕方を再検討したい。